

様式第3（第9条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の{1、2、3、4}のいずれかに該当することを確認します。

記

- 1 次の一及び二のいずれにも該当すること。
 - 一 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）規則第8条第1号から第4号までに該当すること。
 - 第1号 株式会社であること
 - 第2号 未上場会社であること
 - 第3号 大規模会社の子会社でないこと
 - 第4号 風俗営業等を行っていないこと
 - 二 規則第8条第5号イ及び第6号イに該当すること。
 - イ 業種
 - ロ 資本金額 万円
 - ハ 従業員数 人
 - ニ 設立年月日 年 月 日
 - ホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 収入金額に対する試験研究費等の割合 %（3%以上又は5%以上）
 - (2) 研究者の人数 人（ %）（2人以上かつ10%以上）
 - (3) 新事業活動従事者の人数 人（ %）（2人以上かつ10%以上）
 - (4) 売上高成長率 %（25%以上）
 - ヘ 外部資本が1/6以上であること
- 2 1の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。
- 3 次の一及び二のいずれにも該当すること。
 - 一 規則第8条第1号から第4号までに該当すること。
 - 第1号 株式会社であること
 - 第2号 未上場会社であること
 - 第3号 大規模会社の子会社でないこと
 - 第4号 風俗営業等を行っていないこと

二 規則第8条第5号ロ及び第6号ロに該当すること。

イ 業種

ロ 資本金額 万円

ハ 従業員数 人

ニ 設立年月日 年 月 日

ホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 収入金額に対する試験研究費等の割合 % (3%以上又は5%以上)
- (2) 研究者の人数 人 (%) (2人以上かつ10%以上)
- (3) 新事業活動従事者の人数 人 (%) (2人以上かつ10%以上)
- (4) 売上高成長率 % (25%以上)

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 設立1年未満かつ設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)を経過していない場合、事業計画(出資金に対する試験研究費等の割合が30%を超える見込みを記載したもの) (有)
- (2) 設立後最初の事業年度を経過している場合、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。
 - (i) 次の(i)又は(ii)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 売上高 (0)
 - (ロ) 出資金に対する試験研究費等の割合 % (30%以上)
 - (ii) 営業損益 (0未満)

ト 外部資本が1/20以上であること

4 3の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。

この確認書の有効期間は 年 月 日までです。

- (1) この確認書は本店所在地が (都・道・府・県)にある限り有効です。
- (2) この確認が行われたことについては、希望しない旨の意思表示があった場合を除き、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表されます。(併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。)
- (3) 株式の払込みの期日において規則第8条各号(第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ。以下同じ。)に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第7条の確認(エンジェル税制の確認)を受けられないことがあります。
- (4) この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
- (5) 注意事項を遵守してください。

注意事項

- 1 払込後速やかに中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第7条に規定する確認申請を行うこと。
- 2 法第7条の規定による確認(以下「エンジェル税制の確認」という。)を受けるときは、都道府県知事にこの確認書を提出すること。
- 3 規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその

他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。

- 4 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
- 5 この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
- 6 エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
- 7 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

- 1 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の{1、2、3、4}のいずれかに該当することを確認します。
該当するものに丸をつける。
- 2 1の二のホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)から(4)までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
- 3 3の二のホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)から(4)までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
- 4 3の二のへ(2)(i) 次の(i)又は(ii)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(i)又は(ii)のいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。